

北九州市地域防災計画 令和6年度修正素案 主な修正点について

■北九州市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、北九州市防災会議が作成する計画であり、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策の基本的な事項を定める。毎年検討を加え、国や県の計画の修正や近年の災害を受け、必要があると認められるときは修正を行う。

■主な修正項目

1 国の防災基本計画の修正に基づく修正(令和6年能登半島地震を踏まえ)

- (1) 高齢者、障害のある人への支援体制の整備に関して福祉的な支援の充実を追記 【第2章第19節】
- (2) 予定避難所について、あらかじめ空間配置図・レイアウト図などの作成について追記 【第2章第24節】
- (3) 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド等の設置に努めることを追記 【第3章第20節】
- (4) 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、消防用ヘリコプターによる空中輸送を行うことを追記 【第3章第25節】
- (5) 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対する見守りや相談などのきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)の実施等について追記 【第4章第1節】

2 本市の取組み等を踏まえた修正

- (1) 土砂災害特別警戒区域等に存する住宅に対する安全性の高い地域への移転促進に関して、令和6年度から新たに「北九州市居住誘導促進事業補助金」の運用を開始したため記載内容を修正 【第2章第3節】
- (2) 新たに、本市と企業・団体との間で締結した、「災害時における物品等の供給に関する協定」について追記 【第2章第27節】
- (3) 応急修理に対する支援に「緊急の修理」を追記 【第3章第28節】